

令和7年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について

令和7年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した結果を踏まえ教科用図書を採択する。

2024年（令和6年）8月2日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 令和7年度使用中学校用教科用図書発行業者別一覧表

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、中学校用教科用図書については、令和6年度に採択替えをする必要があるため。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

令和7年度使用中学校用教科書目録登載発行者別一覧表

(16種目 71種 22者 142点)

発行者	番号	略称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			国語	書写	社会				数学	理科	音楽		美術	保体	技術・家庭		英語	道徳	
					地理	歴史	公民	地図			一般	器楽			技術	家庭			
1	東京書籍	2	東書	3	1	1	1	1	3	3				1	1	1	3	3	23
2	大日本図書	4	大日本						3	3				1					7
3	教育図書	6	教図												2	1			3
4	開隆堂	9	開隆堂										2		1	1	3		7
5	学校図書	11	学図						3	3									6
6	三省堂	15	三省堂	3	1												3		7
7	教育出版	17	教出	3	1	1	1	1	3	3	3	1					3	3	23
8	教育芸術社	27	教芸								3	1							4
9	光村図書	38	光村	3	1								3				3	3	13
10	帝国書院	46	帝国			1	1	1	1										4
11	大修館書店	50	大修館											1					1
12	啓林館	61	啓林館						3	3							3		9
13	山川出版	81	山川				1												1
14	数研出版	104	数研						3										3
15	日本文教出版	116	日文			1	1	1	3				3					6	15
16	Gakken	224	学研											1				3	4
17	自由社	225	自由社				1	1											2
18	育鵬社	227	育鵬社				1	1											2
19	学び舎	229	学び舎				1												1
20	あかつき教育図書	232	あか図															3	3
21	日本教科書	233	日科															3	3
22	令和書籍	236	令書				1												1
計(点)			12	4	4	9	6	2	21	15	6	2	8	4	4	3	18	24	142
計(種)			4	4	4	9	6	2	7	5	2	2	3	4	3	3	6	7	71